# 平成31年度第4回白井市指定管理者選定審查会 会議録(概要)

- 1 開催日時 令和元年9月26日(木)午後1時30分から午後4時00分
- 2 開催場所 白井市役所 本庁舎3階 会議室301
- 3 出席者 岡東会長、松山副会長、山﨑委員、岡村委員、清水委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事 務 局 財政課 相馬主査、元田主査、木内主事 生涯学習課 石戸課長、岩立主査補、菅沼主任主事
- 6 申請団体 特定非営利活動法人富士センター運営協議会 (3名)
- 7 傍 聴 者 なし(非公開)
- 8 議 題 議題1 白井市学習等供用施設の指定管理者の候補者の選定について

議題2 白井市白井駅前センターの指定管理者の候補者の答申(案)に ついて

議題3 白井市学習等供用施設の指定管理者の候補者の答申(案)について

#### 9 議 事

#### ●事務局

ただいまより、平成31年度第4回指定管理者選定審査会を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

本日のスケジュールですが、次第に基づいて、三つの議題について審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、開会に当たりまして、岡東会長よりご挨拶お願いいたします。

#### ●会長

今年4回目で、最後の会議になりましたけれども、今日は議題が三つありまして、1番目が学習等供用施設の冨士センターの指定管理者の候補者の選定。2番目が、前回審査しました白井駅前センター指定管理者の候補者の答申です。それから3番目が、議題1の冨士センター指定管理者の候補者の答申案を同時に行います。それでは、議題1から始めます。

### ●事務局

ありがとうございました。それではここで、本日の資料を確認させていただきます。 まず一つ目ですけれども、次第です。続いて、資料1、資料2です。それから、審査票、 募集要綱、申請書類の一式になります。

審査票の採点方式なのですが、こちらは前回と同じ形になります。今回は総評価点数が156点満点で、サービス等の評価点数が140点満点になります。価格評価点数が16点満点

となります。各項目に関しては、基本的に 10 点満点で採点していただきますが、(9) と (10) こちらに関しては、5点満点となります。また、(16) と (17) に関しては、こちらは8点満点というような形になりますので、よろしくお願いいたします。

審査票について、何かご質問ありますか。

それではここで、学習等供用施設、富士センターの施設を担当している担当課のご紹介をいたします。施設の担当課の生涯学習課の石戸課長です。

### ●生涯学習課

石戸です。よろしくお願いします。

### ●事務局

担当の岩立です。

### ●生涯学習課

岩立です。よろしくお願いいたします。

### ●事務局

担当の菅沼です。

### ●生涯学習課

よろしくお願いします。

# ●事務局

以上が担当課になります。事務局は、今年度4回目になりますので、紹介を割愛させていただきます。

それでは、候補者の選定に当たって、施設の概要等を生涯学習課からご説明をよろしく お願いいたします。

#### ●生涯学習課

それでは、概要説明につきましては、私のほうから説明させていただきます。募集要項 を利用しまして説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

白井市学習等供用施設指定管理者選定審査に関しまして、説明させていただきます。

まず、施設の目的及び概要についてですが、本施設は、千葉ニュータウン事業を契機として整備され、主に白井第三小学校区を対象として、地域住民のコミュニティの形成や、活動を促進する施設として、平成2年に設置した施設でございます。

構造等につきましては、募集要項の1ページの2、施設の概要(3)以下の記載のとおりとなります。

管理運営の基本方針は、4ページの3、施設の管理運営方針をご覧ください。

市民のコミュニティ活動や連帯意識を醸成する場として施設の機能等を有効に活用し、利用者に対する柔軟なサービス提供や各種講座の充実、実施などを図ることとしております。

指定期間と指定管理料の見込額についてですが、4ページの5、指定の期間をご覧くだ

さい。

今回の募集で2回目の更新となることから、指定期間が5年ということで、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

指定管理料につきましては、5ページの6、経費に関する事項をご覧ください。

5年間の指定管理料見込額は1億7,979万円と見込んでおります。

続きまして、募集及び選定についてです。募集要項の7ページ8、指定管理者の募集及 び選定スケジュールをご覧ください。

募集要項等は、7月15日から配布、現地説明会を7月24日に実施いたしまして、申請書の受け付け開始を8月5日からとしたスケジュールで行いました。

なお、7月24日に実施した現地説明会には、1団体の参加があり、その1団体から今回、 申請がございました。

申請者の資格につきましては、6ページの7、応募の資格をご覧ください。

指定期間中、本施設を安全かつ円滑に管理運営でき、かつ白井市内に本店、支社、または営業所を有する法人並びに白井市内に事務所を有し、白井市内を中心に活動している団体としております。申請のありました1団体は、白井市に事務所を有しており、申請者資格に該当する団体であることを確認しております。

また、制限事項に関しましては、国税、地方税、滞納しているものなど8項目の制限事項を設けておりますが、6ページの7、応募の資格(2)制限事項に示している項目の該当はなく、また誓約書の提出がなされておりまして、適合していると確認しております。

なお、提出書類については、8ページの 11、申請の手続きで示しております。申請書、 事業計画書、収支計算書などの書類におきましては、全て整っております。

業務内容につきましては 16 ページになりますが、指定管理者が行う業務をご覧ください。

主な業務については、公民館や児童館、老人憩いの家の類似施設、図書室に関するさまざまな業務のほか、施設の維持管理などとなっております。

今回申請のありました1団体についてですが、特定非営利活動法人富士センター運営協議会は、学習等供用施設の現在の指定管理者となりますが、指定管理期間におきまして、特に大きな問題等もなく、地域の実情に合わせて適切な管理運営をしていただいております。

以上のことから、申請のありました特定非営利活動法人富士センター運営協議会について、指定管理者の選定を行うに当たりまして、白井市学習等供用施設の設置及び管理等に関する条例第 12 条の規定により、指定管理者選定審査会のご意見を聞きたいため、審査をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ●委員

入札価格ですけれども、市の計算書と候補者の計算書が全く同じです。

候補者は自分たちで計算して、要するに、これで幾らかかるからということで、採算を とって出す数字ですよね。それと市の数字が同じというのはあるのですか。

### ●生涯学習課

ある場合もありますし、もちろんない場合もありますけれど、指定管理者でどのように 計算したかというのは、計算書が添付されていますので、市で提示している金額に、それ に合わせて計算したとは思えないのですが、自分たちである程度見積もりをとって、今回 は一緒になったということだと思います。

ただ、その説明は、この後の指定管理者側からの説明で、どうして一緒になってしまったのかということは、説明があると思いますので、その際にご確認をしていただければと思っております。

#### ●委員

最初に、市は幾らでということは、一応出すわけですね。

●生涯学習課

はい。

### ●委員

では、これから説明する中で、ぴったりになったということですね。

#### ●生涯学習課

上回っていないので、うちとしては適合しないとは言えないところがありますので、一緒になってしまった理由をお聞きいただければとは思います。

### ●委員

わかりました。ありがとうございます。

#### ●会長

それでは、ほかの委員の方、質問ございませんでしょうか。 それでは、審議に入りましょう。

### (応募団体入室)

#### ●事務局

それでは、これより白井市学習等供用施設指定管理者の候補者の選定に係る審査を開始いたします。審査に当たり、事務局から留意事項を申し上げます。

まず時間ですが、審査は、団体からのプレゼンテーションが30分、委員からの質疑が30分、合計60分とします。プレゼンテーションについては、団体の概要書、事業計画書、収支計算書の順で行い、必ず資料右上のページ番号をおっしゃってから説明してください。審査は、事業計画書、収支計算書ごとに行います。よって、事業計画書等から逸脱したプ

レゼンテーションは、適正な審査ができなくなるため、ご注意願います。

また、事務局がベルを鳴らしましたら、終了5分前の合図です。2回目のベルで30分経過となり、そこでプレゼンテーションは終了となりますので、あわせてご注意願います。 それでは、これより審査を始めますので、よろしくお願いいたします。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、このようなプレゼンテーションのためにお時間 いただきまして、本当にありがとうございます。お世話になります。

ただいまより、白井市学習等供用施設管理者の申請団体であります、私ども特定非営利活動法人の冨士センター運営協議会によりますプレゼンテーションをこれから始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。つきましては、プレゼンテーションに当たりまして、特定審査委員の皆さんには、前のプロジェクターを見ながら、画面に沿って進めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日のプレゼンターは、私ども3人で、特定非営利活動法人富士センター運営協議会の 私、理事長、富沢賢司と申します。理事の遠矢千明。

- ●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 遠矢です。よろしくお願いします。
- ●特定非営利活動法人富士センター運営協議会それから、同じ理事の大野彰の3名で行いますので、よろしくお願いします。プレゼンテーションにつきまして、これから大野より進めさせていただきますので、よ

るしくどうぞお願いいたします。 ●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

ただいま紹介にあずかりました大野でございます。本日はよろしくお願いいたします。 まず画面を見ながらご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。この 本日のプレゼンテーションに当たりましては、目次の内容に沿って説明させていただきま す。内容の詳細につきましては、お手元の指定管理者申請書をご覧いただきたいと思いま す。

最初に、団体の概要でございます。 2ページをご覧ください。

富士センター運営協議会は、学習等供用施設を富士地区におけるまちづくりの拠点と定めまして、ボランティア活動を始めとする社会貢献活動を推進することを目的に、特定非営利活動法人として、平成27年4月17日に設立いたしました。地域住民に対して地域他世代間交流を軸とした事業を展開し、市民の相互協力による地域活性化のための拠点として、活動及び地域のつながりに寄与することを目的としております。

平成28年4月1日、白井市との業務委託契約により白井市学習等供用施設運営の業務を開始し、図書館業務、用務員業務、夜間管理業務の追加委託を受けました。さらに、平成29年4月1日から令和2年3月31日まで、白井市学習等供用施設の指定管理者として、

学習等供用施設、すなわち冨士センターの管理運営を行っております。

次にまいります。団体の概要、組織体制でございます。冨士センター運営協議会の業務 及び職員構成はご覧のとおりです。白井市の出張所業務は、白井市職員が行っております。

次に、管理運営の基本方針です。4ページをご覧ください。

白井市の方針を基本として、白井市学習等供用施設を運営いたします。特に地域の意見を取り入れた施設管理。地域の各団体と連携した事業活動を実施してまいります。管理運営の基本方針ですが、冨士センター近隣の一般市民によって立ち上げた団体として、本協議会は地域住民や利用者の連携の輪を広げ、人づくり、地域づくり、支え合いの拠点として冨士センターを位置づけ、行政との連携を図りながら、地域住民の拠点として運営をいたします。

初めに重要なのが、地域の活性化です。子供や若者の成長を地域で見守り、支え合う拠点といたします。高齢者の経験や知識力をもっと地域の中で発揮する拠点といたします。世代を越えた人と人との交流と支え合いを育む拠点といたします。地域の課題を的確に捉え、地域の担い手を養成、支援する拠点といたします。地域住民の行政活動等への積極的な参画の拠点といたします。地域住民の子育て支援の拠点といたします。

それから2点目が、次世代の育成と、3点目が、高齢者が力を発揮する場づくりでございます。

次は、市民サービスの向上です。様式5-2、5ページを参照ください。

利用の平等性と公平な運営、地域の関係機関との提携を念頭にいたしまして、スタッフの研修、会議を通じ、サービスの向上に努めます。その際に地域との関係を推進、提携を推進いたします。

次に、利用者ニーズの把握方法と対応です。6ページをご覧ください。

基本姿勢として、日常的に利用者とのコミュニケーションに留意し、要望や苦情など話しやすい環境づくりを行います。特に苦情への対応としましては、接遇マニュアルに沿って、職員全員で情報を共有してまいります。

次は、自主事業の実施計画でございます。28ページをご覧ください。

新旧住民が混在する冨士地区住民の絆を深めるため、子供から高齢者までの事業を分野別、すなわち、家庭教育、青少年教育、成人教育、団体育成、その他、講座以外ごとに数多く実施してまいります。

次は、自主事業の実施計画です。画面の自主事業の実施計画は、令和4年度から8年度に行う自主事業の内容です。各対象ごとに、ご覧の事業を実施してまいります。具体的には、事業報告の具体例で後ほどご説明させていただきます。これが令和5年、令和7年度です。項目は同じです。

次に、緊急時の対応。33ページをご覧ください。

緊急時には、ご覧の枠組みの中で対応をいたします。対応の内容でございますが、1番、

防災計画。マニュアルに従って的確に実施いたします。2番、スタッフの研修及び定期的な訓練を実施し、災害に備えます。3番、関係機関との連携を密にいたします。4番、災害用備蓄品を定期的に整備してまいります。ここに書かれました災害用備蓄品の明細ですが、既に現在、用意されておる備蓄品の明細でございます。1番から7番までです。これは、白井市役所より提供されました災害用備蓄品の明細でございます。両者ともに富士センター内で備蓄しております。

続きまして、利用促進の方法。41ページをご覧ください。

できるだけ多くの住民が当センターを利用できるように、次の各点に注意してまいります。1番、衛生管理の徹底。2番、各種事業の実施と開放。3番、機関誌の発行及び掲示板の活用。4番、利用しやすい雰囲気づくり。5番、利用団体などへの活動のアピールでございます。

次は、利用料金ですが、42ページをご覧ください。

使用料金は、白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例で定める規定のとおりといたします。官公庁、行政機関は、現行のとおり無料といたします。参考といたしまして、平成29年度及び30年度の利用料金はご覧のとおりでした。

次にまいります。管理運営経費の削減方法でございます。43ページをご覧ください。

管理運営経費の削減方法としては、効率的な職員配置、ボランティアの育成と活用、その他、随時の取り組みとして、省エネルギーと節水、資源の再利用、競争性を取り入れた外注委託、美化交流事業の実施を行います。

次にいきまして、類似施設の運営実績です。44ページをご覧ください。

冨士センター運営協議会は、地域住民の相互協力による地域活性化のための拠点を冨士センターに定め、平成25年4月に冨士センター運営協議会を設立。同年以降、冨士センターにおいての公民館業務、児童館業務、図書館業務を順次白井市から受託し、管理運営を行ってまいりました。平成27年4月17日付で、特定非営利活動法人冨士センター運営協議会として法人化し、平成29年4月から今日まで白井市学習等供用施設指定管理者として同施設を管理運営してまいりました。

次に、市民活動の実績と、その活用です。45ページをご覧ください。

これには大きく分けまして、地域事業の協賛及び後援。その中で、こいのぼり祭り、防災訓練を行いました。まず、こいのぼり祭りは、第三小学校区地区社会福祉協議会の主催で毎年5月に開催。白井市自治連合会第三小学校区支部、冨士センター運営協議会が協賛として参加しております。防災訓練につきましては、白井市自治連合会第三小学校区支部の主催で、構成する10の自治会が参加し、毎年11月に実施しております。冨士センター運営協議会より放送設備等を貸与いたしています。このように地区一丸となって、災害発生時の訓練に参加しております。

2番目が、白井第三小学校区地区社会福祉協議会との連携です。その中では、ふれあい

食事会。これは毎年1回、高齢者支援事業として、地区の高齢者が冨士センターの大集会室に集いまして、ともに食事をしながら、相互の交流を深める事業に参加し、全面的に支援いたしております。

次は、喫茶室みるくです。毎月第1金曜日、乳幼児とその保護者を対象に、子供同士、 親同士の交流の場、またボランティアとの交流の場として開催しました。

それから次、親子教室、いちごクラブでございます。毎月第二水曜日、生後2カ月から 未就園児までの子と、その保護者を対象に、親子で参加するイベントを実施。保育ボラン ティアが子供たちを預かる時間を設けまして、保護者同士で和やかに交流する事業を開催 いたしました。

3番目が、白井市青少年相談員との連携で、これには通学合宿があります。毎年7月に、白井第三小学校の4、5、6年生を対象に3泊4日の合宿を行い、冨士センターで日常生活をしながら学校に通います。子供たちが自分で考え、悩み、相談し、行動できることが目標となっております。

4番目が、地域ボランティアとの交流活動です。それには美化交流会がございます。春と秋の2回、地域住民の活動拠点である冨士センター美化のため、地域住民及び冨士センター利用者がボランティアとして参加。職員とともに冨士センター敷地内の草取りや簡単な植木の剪定、それから、地区住民から寄贈された草花をプランターや植木鉢へ植え込みます。地域の活動拠点としての環境づくりとなります。

続きまして、施設設備の維持管理です。46ページをご覧ください。

清掃業務は、職員による清掃を毎日及び随時に実施。さらに、委託による清掃を行います。その他施設の維持管理は、毎年度初めに各業者との契約を結び、実施します。その他の維持管理については、随時実施いたします。

次に、管理体制です。職員の配置、研修計画等です。47ページをご覧ください。

管理体制につきましては、団体の概要、組織体制でもご説明しましたとおりになっておりますが、より充実した管理のため、研修計画を立て、各研修を実施いたします。

次が、個人情報の保護です。49ページをご覧ください。

個人情報の取り扱いにつきましては、十分注意し、漏えいなどのないよう、以下の取り 組みを実施、推進いたします。禁止事項に関しましては、業務の職を退いた後も適用され ることになっております。

次は、関係法令の遵守です。50ページをご覧ください。

各法律、市条例、市規則、その他関係法令を遵守し、管理運営を行ってまいります。

特記すべき事項としまして、1番、災害の発生に備えた備蓄です。これは先ほども説明 しましたが、災害発生時、避難場所となっている学習等供用施設、すなわち冨士センター として、白井市役所からの物資が到着するまでの間、独自に対応できるよう、非常食、飲 料水、毛布等を緊急用として備蓄いたします。2番、地域の人材を活用いたします。冨士 センター運営協議会は、地域住民自らが管理運営を行い、地域に密着した施設運営を行うために設立した団体です。地域密着の運営を目指すため、職員は市民の要望、意見がより届くよう地域居住者を中心に雇用し、地域の連帯、参画の促進を図り、地域住民の交流の場と学習の拠点となることを目指し管理運営を行ってまいります。

続きまして、収支計算にまいります。52ページをご覧ください。

これは令和2年度から6年度まで5年間、本収支計算書によって運営してまいります。 内容はご覧のとおりです。

人件費の内訳につきましては、これも令和2年度から6年度までです。56ページをご覧ください。内容はご覧のとおりです。人件費の内訳補助です。明細はご覧のとおりとなっております。令和2年度から6年度まで、この人件費の内訳によって運営をいたします。

次は、貸借対照表です。63ページをご覧ください。

平成28年度、29年度、30年度の貸借対照表です。

次に、活動計算書。65ページをご覧ください。

これも同じく平成28年度、29年度、30年度の活動計算書です。

次は、事業報告です。105ページをご覧ください。

これは平成29年度の事業報告になります。1番から27番までございます。

次に、これが30年度の事業報告になります。

事業の具体例について、写真をご覧になりながら、ご説明させていただければと思います。

まず、いちごクラブ。これは月1回、第■水曜日に第三小学校区地区社会福祉協議会との共催です。申し込み制で40組を募集し、親子体操などを行った後は、保育ボランティアに子供を預け、お茶飲み会など、親同士の交流を図ります。

次は、みるくでございます。これは月1回、第■金曜日に自由参加で、お誕生日会などを実施。手作りケーキでボランティアとともに交流します。毎回 50 組が参加しております。これも家庭教育ですが、ベビー&キッズお話会やベビーマッサージ等を行っております。次に、青少年教育でございますが、毎年 3 泊 4 日の通学合宿を行います。小学校 4 年生、5 年生、6 年生から抽選で 20 名を募集し、冨士センターに宿泊しながら学校へ通います。ボランティアの助けを得ながら、自分たちで買い物したり、食事調理をしたり、地域内でのもらい風呂、お風呂をもらいまして、そういう経験をいたします。この行事は、子供たちには、毎年待ち遠しい事業となっております。

次は、子ども工作教室です。これは夏休みの小学生を対象とした事業です。

歴史に触れ合う教室では、古代の土器を見たり触ったり、火起こしを体験したり、まが 玉づくりを経験いたします。

次は、青少年教育ですが、夏休みゴーゴーチャレンジ。これでは、ポスターの制作に講師の指導を受けて制作します。それと、小学生将棋教室では、有志の先生から将棋の手ほ

どきを受けます。

それから、成人教育では、ランチクッキングを実施し、タイ料理ですとか中華料理、それからスリランカ料理を実施しまして、男性も参加してつくりました。

初めての事業として、ウクレレ教室を実施いたしました。参加者には好評で、実施後には、希望者で新しくサークルを立ち上げました。

平成 29 年度には、吹き矢教室を人気事業として行いました。それから、毎年年末の 12 月には、地元農家の先生から、本格的な門松づくりのつくり方を習いました。

次は、成人教育につきまして、高齢者を対象に、認知症予防ケア講座を毎月1回、1年間実施します。

楽トレ体操を毎週1回実施しております。

それから団体育成としまして、富士センター音楽祭。これを盛況に実施いたしました。 第三小学校の児童による合唱、大山口中学校の生徒による吹奏楽、さらには三味線やサックスの演奏を行いました。

次に、世代間交流ですが、これは高齢者から小中学生までが一緒に、ドミノ倒しとかグランドゴルフを行いました。

それからカラオケ交流会です。これは参加者同士が自由に交流を楽しんでいただきました。

次に、ふじっこダイニングです。これは毎月1回、第■土曜日に、小中学生を対象に開催しております。20人前後の子供たちが参加し、食事の後は、ボランティアと一緒にゲームなどを行います。

その他、講座以外の事業ですが、早朝預かりを新しい事業として行いました。小学生を対象に、朝、子供の通学時間以前に仕事に出なくてはならない保護者のため、通学時間までの間、富士センターで子供を預かりまして、そこから通学をしております。

さらには、冨士センターフェスティバル。これは毎年2日間の開催で行っておりましたが、現在では1日の開催です。施設を利用するサークル内の約14サークルがこのフェスティバルに参加いたします。600人以上の地域の人々が、毎回参加いたします。具体的な事業の具体例は、今見ていただいたとおりです。

次は、令和元年度予算書です。120ページをご覧ください。

経費の予算書は、内容は、歳入、歳出はご覧のとおりになっております。

これは、令和元年度の富士センター運営協議会経費の予算書です。歳入と歳出はご覧のとおりです。

次に、令和元年度の事業計画です。先ほどご紹介いたしました事業計画と基本的には同様のものを踏襲しております。

講座以外の事業も行っておりまして、情報の提供としましては、富士センターだよりを 発行したり、それからチラシを発行したり、ホームページに掲載したりしております。施 設の提供、これは地域の自治会の会合ですとか、そういう場に施設を提供しております。 以上が、本日のプレゼンテーションの内容でございます。ご清聴ありがとうございました。

### ●会長

各委員から質問をよろしくお願いします。

### ●委員

私のほうから一つお願いします。29ページから始まる自主事業の件なのですけれど、見 方がちょっとわからないので、まずそれをお聞きしたいです。

29 ページから自主事業計画の実施計画があるのですよね。それから 31 ページから、2 カ年分が入っております。私、一生懸命見たけれども、どこが違うのかよくわからなかったということと、なぜ分けたのかということと、それから5年これからお願いする算段ですけれど、なぜ2025年度まで入っているのかという、何のためにこういうふうになっているのかの見方が、ちょっとわからなかった。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 これは、2026年度まで5年間ですね。

#### ●委員

お願いするのは2020年度からですよね。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 記載ミスです。ごめんなさい。これは、私の記載ミスです。申し訳ありません。

### ●委員

2020年度、2022年度、2024年度という、そういうことなのですね。これは奇数年と分かれている理由は。

●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

これは、大体毎年、基本的には同様の事業をやるのですが、その中で、年によって多少中身を変えたり、更新したりいたしますので、それでこういう形にさせていただきました。

## ●委員

どこか違うところがあるのですか。私は見つけられなかったのです。

●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会 例えば音楽教室では、ウクレレやったのがギターをやったりとか、そういうふうに変わる。あと、教養講座のお茶教室があります。

# ●委員

少し違うところがあるわけですね。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 はい。

#### ●委員

わかりました。

では、関連しての質問ですけれど、今のプレゼンテーションの中でも、地域、地域住民による地域住民のための地域の施設という、地域という言葉がたくさん出されていたと思うのですね。私も、富士センターにお世話になったこともあるのですけれど、多彩で、いろいろなことをやっていただいて、とても楽しみなところはあるのですけれど。

今のプレゼンテーションの中の、象徴的な地域という意味で、早朝預かりとか、通学合宿とか、それは本当にまさに地域なのですよね。その企画の内容からしても、それは、その地域の人しか、要するに第三小学校に通う人しか利用できないのだろうなとは思うのです。

そういう意味で、指定管理者でお願いするということは、富士地域のための施設ではないと私は解釈しています。したがって、その辺のところを地域の方々が一生懸命やっていただいて、こうやって運営していただいているわけですけれど、市として、市民にということのコンセプトというのですかね。そういうお考えは、どのようにお持ちなのかなというところを、お聞ききしたいです。

# ●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

おっしゃるとおりなのです。市民のための全体的な市域の皆さんが利用しやすい方向へ 持っていくということをしています。

ただ、今までやってきた中で、いろいろな団体との連携を密にしていることは、間違いないのです。学校、それから地域の地区社会福祉協議会とか、そういう人たちの団体をセンターで活用してもらうために、お互いに協力をとっています。自治連合会がありますけれども、その人たちとも連携をとっているということで、まず地元の人たちの活性化に持っていこうということが、まず原点にありましたので、そこから始まってきた事業となるのですが、それと同時に、個人的なその地域だけじゃなくてということでいうと、広報しろいの広告部分、そこにも必ず記載しています。

そういう形で手を広げているということは間違いないのですけれども、ただ、参加する場所が遠いから来られないとかという形はあると思いますけれども、私どもの窓口を広くして受けていることは間違いない。

#### ●委員

これが、時間がまた委託をお願いすれば、5年半ですか。そういう中で広がっていくと、ありがたいですね。

# ●特定非営利活動法人富士センター運営協議会

申し込みどおりに来ている場合と、もっとフリーに参加するものをつくっていこうと、 これから今計画の中に入っていくのですが、誰でも当日、参加しても、できるような状態 のサークルとか、事業を広くしていこうという考えを持っております。

#### ●委員

わかりました。ありがとうございます。

### ●委員

56、57ページの人件費内訳の中で、57ページの右のほうの年法定福利費で、積立金退職が、具体的にどんな形で積み立てられているのかということと、それと、この右隣の賞与分保険料負担金ですが、これは賞与だけは、例えば社会保険料を会社で負担しているということでよろしいのですか。あと、その理由をちょっと教えていただきたいのです。

●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

これは、職員に対しての厚生年金だとか、積立金。必ず常勤の場合は、退職金がありますので、その辺の積み立てという考えであります。

#### ●委員

具体的に、例えば中小企業退職金共済とか、そういうのに入っているとかということではないですか。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 いえ、独自でつくっています。

### ●委員

それと、賞与の負担金というのは、これはどういうことですか。

●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

それもそうですね。賞与は、常勤の人たちに賞与を与えていますので、その辺もその中 に入っています。積立金予算の中に入れ込んでいるのです。

### ●委員

賞与だけですか。給与はしていないということですか。賞与分の保険料負担というのは、 通常、社会保険料は半分ずつです。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 厚生年金もそうですね。

# ●委員

その個人の分を会社が負担しているということでいいのですか。

●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

いえ、半分ずつです。個人は個人で、預かりみたいな形で。個人からいただいて、それ を預かっているという、年金ですね。

### ●委員

本人からの保険料というのは、通常は給料の中から引くのですよね。だから会社負担は 発生していないのですよ。

●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

個人は個人で持っていますけれども、そのほかに会社のほうというか、この運営協議会 としては、それに足していく形です。

# ●委員

会社負担分は56ページの年法定福利費の中に普通入るのですよね。それにプラス、さら に賞与分というのがあるのです。ちょっとどうしてかなと思ったのですが。賞与も、社員 の賞与は、賞与の中から保険料を個人が負担するのですよね。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 そうです。

### ●委員

ちょっとその辺、もう一度確認しておいていただけますか。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 わかりました。

### ●会長

よろしいですか。はい、山﨑委員。

### ●委員

設立時の理事さんたちの報酬というか、費用弁償というものが、一切取られていないようなのを読んだ感じがしたのですが、これは本当なのですよね。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 取っていないです。

### ●委員

そうなのですよね。それで、この 131 ページの 31 年 3 月期の決算報告書なのですが、これの申告書。135 ページで、この年度の前期が、相当利益が出ていて、法人税だけで■■■■円支払われているのです。そんなに利益出ているのに、何で費用弁償など皆さんお取りにならなかったのですか。

#### ●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

実は私ども、当初立ち上げて委託受けた時点では、まだ皆目わからないところがあったものですから、できるだけ人件費を抑えたり、いろいろな形で抑え過ぎているところがありました。それで、最終的に計算をソフトを使ってやればよかったのですけれども、たまたま手書きでずっとやっていたものですから、余剰金がどの程度上がってくるのかが見えないところが出たものです。それで、その1年間の当初は、結構税金払うような形でなってしまったということなのです。

### ●委員

そういうふうに利益が出た場合に、市のほうから、予算を減らせというようなことは言 われないのですか。

#### ●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

私どもとしては、本来やらなきゃならないものと、事業を削ったわけではないのですけれども、予算は受けられない状況とか、いろいろな経費を削減したことは間違いないので

す。どうしてもそれをやったことによって、運営している中で、フェスだとかいろいろな 形でやると、自分で持っていないものがほかの業者から借りてくるとかという形が、相当 1年間に出てきて、相当負担かけていました。他の自治会から、弁当を買ってきたとか、 いろいろな形で障害が、講座をやっている人たちにもご不便かけちゃったということがあ りましたので、それはだめだろうということで、見直しをしたこともあります。

### ●委員

わかりました。それから理事さんたちの今後、費用弁償というか、そういうものは、全 然お取りにならないようにやっていかれるのですか。

●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

今、会議を1カ月に一遍、理事会がありますから、そこのときに費用弁償として、払っています。その中から、また会費という形で徴収していますけれども。

## ●委員

わかりました。

### ●会長

ちょっとお聞きしますね。48ページの運営協議会担当業務と、これはガバナンスがどういう形で、コーポレートガバナンスじゃないのですけれども、企業の統治がパーフェクトかどうかも含めて、それでこの中で、本日お見えになっている遠矢さんが、経理の管理者になっておられますか。

●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

そうですね。経理管理されていますし、今回は、経理は鈴木という者と石井という者に、 同じく経理を担当、両方業務をわかるようにはしていますけれども。でも、遠矢は、経理 のほうも見ています。

#### ●会長

56ページの様式の6-2の人件費内訳で、管理責任者は緑川さんですよね。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会はい、そうです。センター長をやっています。

#### ●会長

その次の事務職員副管理者が、どなたですか。

- ●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 事務職員の常勤は鈴木になっています。
- ●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 家庭の事情で、今のところ、休んでいるような形になっています。

#### ●会長

そうなのですか。そうすると、遠矢さんは、結構重責を担いながら報酬はいただいていないということですか。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 そうです。

当によくやってくれているなと思っています。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 週1程度しか出られなくて、鈴木がかわりに30年度から常勤として行っています。

### ●会長

いわゆる、ガバナンスはうまくいっていると判断できるのですか。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会私どもとしては、職員は、意識を持って仕事に取り組んでいますので、私としては、本

#### ●会長

いわゆる常勤の方が3名いらっしゃいますよね。緑川さんと鈴木さんと、児童厚生委員をやっている方ですね。それと、月1回のNPO法人の理事会ですか。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 はい。理事会があります。皆さん理事 14 名、その人たちは集まって、いろいろな形で討 議しながら、毎月、次の月の委託を含めて運営をやっております。

### ●会長

大野さんが2箇所に出てくるのですが、ここの運営では、大野さんは、どういうかかわりがあるのですか。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 私は、理事の一員でございまして、今、週に3日、事務職員として参加しています。

## ●会長

56ページには、その中に事務職員として入っていますか。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 その中に入っています。

# ●会長

この4番か5番か、どちらですか。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 3、4、5がそうです。

#### ●会長

あと、役員の方はそうすると、大野さんがここに、理事の方は大野さんが1人ですよね。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 そうです。

### ●会長

あと、理事長ですか。

●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

私は入っていません。

# ●会長

入っていませんね。それから、この中には、遠矢さんは入っていないと。

### ●委員

148ページのこの役員人件費内訳って、遠矢さん、大野さんが入っていますけれども、阿部さんと齋藤さんも入っていますか。

#### ●会長

遠矢さんは、週1回だけれども、使用人ということですか。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 遠矢は、今年度の4月1日から外れています。それから、阿部も外れています。

#### ●委員

4ページの地域の活性化というところの中で、1-4の地域の課題を的確に捉えというのがあるのですが、富士地区の地域の課題というのは、どのようにお考えですか。

### ●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

冨士地区は、小さい子たちもいますし、ただ、まだ既存の地権者の古い民家もいっぱいあります。昭和40年に転入した人もたくさんいるのですけれど、その人たちも団塊の世代となって、高齢者も多いのです。高齢者も多く、また、子供たちも若い人たちもたくさん入居しているという中で、両方のところに向けてやらないと、いけない地域なのですね。

これから高齢者にしても、私どもとしては、自分たちで、高齢者が高齢者を見守るような形の運営をしていかないと、もうだめだろうということでは考えております。小さい人たちも若い人たちも、高齢者と一緒に混じり合うこと。若い子育ての人たちとボランティアのお年寄りたちと一緒になって、いろいろ情報交換しながら、見守りしていくことが必要。大きな課題になっていくと思うのです。その辺を目標にしてはおります。

#### ●委員

私は、冨士地区とか冨士センターのところを見ると、とても高齢の方がすごく元気で頑張っていらっしゃる印象がすごくあるのですが、その次の世代という方たちも、そのもっと下の20代とか30代の若い世代は、小さい子供の親御さんという形でかかわりがあると思うのですが、今は多分働いていて、ちょうど40代、50代の方たちとのかかわりというか、その方たちはどのような感じで、こちらの地区、センターのほうにかかわっていらっしゃるのでしょうか。

# ●特定非営利活動法人富士センター運営協議会

この冨士センターは第三小学校区なのですが、今ご指摘があったとおり、ちょうど中間層の人たちは、どうしても家庭のほうに主軸があります。これはしようがないにしても、声かけだけはしています。自治会の役員も、全部順番制で当たっています。そこら辺のところで上がってきた人たちに、できるだけ声をかけたりしながら、情報を伝えていくとい

うことでやりますので、うちの近くにオージーコートヴィレッジという、大体 124 軒くらいありますけれども、平均年齢 40 代なのです。その人たちができるだけ参加できるようにということで、こいのぼり祭りなんかもそうなのですけれども、そこに参加してもらうように、できるだけ声かけが一番大事なので、声をかけて、1回でも2回でもいいから参加してもらうという方向でかかわっています。

# ●会長

ほかにご意見ございますか。

# ●委員

施設のことで、ハードウエアでお聞きしたいと思っています。この施設は平成2年に建 物はできていますから、令和2年度には、集会室の天井の改修工事の予定が入っていると かなのですが、建物の状態はどうですか。

# ●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

施設で気づいたところは、我々でできる範囲のところは、今やっております。そういう専門の方に入っていただいて、例えば、実際にやりましたのは、児童ルームの床を整備していまして、それで子供がけがしたら危ないですから、それは私どもの責任で張りかえました。

## ●委員

自分たちでやられたのですか。

●特定非営利活動法人富士センター運営協議会 自分たちで、予算の中で業者にお願いしました。

## ●委員

業者に、委託してですね。

あと5年間の中で、そういう箇所がたくさん出てくるのではないかとは思うのですが、 どうですか。

# ●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

例えば冷暖房とかがあります。冷暖房などは、私どもではカバーできませんので、それは市のほうと相談しながらやらせてもらうことになるのです。先ほどおっしゃられました 天井につきましても、市のほうから来ていただいて、内容をチェックしていただきました。 どこをどういうふうにしないといけないかと、そういうことも全部市のほうと相談しながら、あるときは市のほうが主導をとっていただいて、やっていただいています。

# ●委員

市が大規模改修を認定して、お金を出してくれるところは問題ないと思うのですけれども、細々した自分たちで拠出して直さなきゃいけないようなところというのは、そういうリスクというのは、ある程度この予算の中には考えているのですか。どうなのでしょうか。

●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

実際、見えないところがありましたので、その辺を含めて、今言ったように、予算に組み込むというわけにいきませんので、出た時点で、自分たちで予算の範囲でどこを削るか考え、出来る限り努力をしたいと思います

### ●委員

ありがとうございます。

# ●会長

苦情マニュアルがありますが、苦情はどんなのがあるのですか。

●特定非営利活動法人冨士センター運営協議会

たまたま、そこの知識を持った■■の方とか、■■■に勤めていた人たちは、知識を持っています。その人たちが、クレーマーじゃないのですけれども、窓口に来て、これはどうなっているのだ、あれはどうなっているのだという形で結構追求してきました。

### ●会長

どうもありがとうございました。

### ●事務局

以上をもちまして、審査を終了します。長時間のご提案お疲れさまでした。

# (応募団体 退出・休憩)

#### ●事務局

では、集計を行っている間に議題2を進めます。お手元に資料の2を配付させていただいていますので、資料の2をご覧ください。

資料の2については、前回、白井駅前センターの指定管理者の候補者の選定をいただきました。結果については、評価点数の最も高い団体を候補者として決定したところです。 次点の団体を優先順位第2位として選定したところです。こちらについては、今回、候補者として選定した団体が辞退をされた場合などについては、優先順位第2位の団体が繰り上がるということになっておりまして、そちらを答申案として記載させていただきました。こちらの答申案をご覧ください。今年度については、二団体応募があったのは初めてでしたので、このような形で、今までと異なっています。ページをめくっていただきまして、答申案については、1位と2位というところで順位を書いています。

次に、ページをめくっていただきまして、主な選定理由として、皆さんに、この間お話をいただいたもの、三つを記載させていただいています。この内容で、もう1ページめくっていただくと、次点の団体、優先順位2位の団体が出てきます。優先順位2位の団体については、主な選定理由の記載はございません。ですから、こちらの候補者となったワーカーズコープさんの選定理由について、前回決めていただいた内容ではございますけれども、この内容について確認をしていただきたいと思いますので、議題の2をつくったとこ

ろです。

●会長

この答申案そのものは、こういう形でいずれ公表されるのですか。

●事務局

はい。このままの形で公表されます。

●会長

わかりました。こういう形で公表されるということですね。

それでは、次のページ、選定理由についてお願いします。私から一言。これを読んで、 最後に、ため、ため、とずっと言っている。これは要らないんじゃない。

●委員

何々のこととかで、そのほうがいいんじゃないですか。

●事務局

「ため」ではなく「こと」にしましょうか。

●会長

要するに、管理者を任せることができることか。「こと」のほうがいいか。

●委員

今までもそういうふうに、なっていましたよね。

できると考えられる、とか、何かそういうのにするか。できる、で終わるか、どっちか。

●会長

ためが何か。

●事務局

ちょっとしつこいですかね。じゃあ、「る」、でとめてしまいましょうか。

●会長

その下も、「力をいれている」でいいんじゃない。3番目は、一定の指示を得ている、でいいんじゃないのかな。

「ため」も、取ってください。

●事務局

わかりました。では、こちらの「ため」を取った形で、それぞれできる、ということとします。

●会長

よろしいでしょうか。

●事務局

はい。では、こちらのほうで、議題2は終了という形になります。

●事務局

それでは、集計結果がとりまとまりましたので、議題1の結果を報告します。まずサー

ビス等についての評価点数ですが、最低点 375 点で、今回が 503 点なので最低基準を上回っています。続いて、経営状況に関する点数ですが、最低点が 25 点のところ今回 35 点なので、こちらも最低基準を上回っています。今回、総評価点数が、合計 780 点満点のところ 530 点というような形になります。

#### ●会長

わかりました。

それで、選定理由について、これから考えていくわけですけれども。一応、念のために前回の選定の際の資料、前回、白井指定審第3号、平成28年10月25日付の答申案ですか。

そのときの主な選定理由文言があるのですけれども、先ほどの話で、このときは実績がなくて、まだ直営事業をお手伝いするような形で関与していたとありましたよね。

#### ●事務局

全体の施設の管理というわけではなくて、委託という形で、事業の一部を運営していただいていたような状況です。施設管理に関しては、施設の日常的な管理はやっていただいていたのですけれども、施設の運営の責任は、市にあったということです。

### ●会長

この答申のうち、2番目と3番目は変える必要がないような気がするのだよね。最初の 文言、説明・プレゼンテーションが非常にわかりやすく、また、事業計画書。この辺のと ころについては、良かったので、踏襲できるのではないかと思います。

#### ●事務局

説明理由については、2番目と3番目のものについては、前回決定した内容ではあるけれども、今回も引き続きそこの部分については、いいものなので、基本的にはそれをベースにされると。

1番目のものについて、それ以外のものについて、何か提案をしたほうがわかりやすい のではないかというご提案ということですよね。

### ●会長

そうですね。だから、指定管理者としての実績を加えたい、今年で、3年目に入っているわけですよね。

3年目に入って、この間、実績を着実に積み上げていて、それから自主事業が充実していると。

# ●委員

今後も自主事業の充実が期待できると。

#### ●会長

こんな感じですよね。我々が審査したこと指定管理者としての実績を積み、事業計画書における自主事業が充実。あとは、そこのところだけでも、いかがでしょうか。

# ●事務局

自主事業は充実していることからということですか。

●会長

充実、かつ工夫されていることからと書いたらいいんじゃないかなと思います。

●委員

充実しており、今後もさらなる充実が期待できると。

●会長

そうですよね。あれだけ35個ぐらいも項目立てて。ぜひ、冨士センターを見学させてほ しいとか、そういう申し入れとか、他自治体からのそういうのはないのかな。

### ●生涯学習課

まだ正式な決定ではないのですけれども、今、全国公民館の表彰対象になっているのは 事実です。県のほうから、推薦をしたいと申し入れがあって、今、県のほうから、文部科 学省のほうに推薦を上げていただいているところなので、実際に対象になるかどうかはわ からないのですけれども、県のほうからは、そういう対象として見ていただいているとこ ろにはなっています。

### ●会長

これも、本県で何カ所かあるのですか。

●生涯学習課

推薦については、類似施設は1件だけです。

●会長

それはまたすごいね。

●生涯学習課

県のほうから申し入れがありました。

●委員

県は何で知ったのですかね。

●生涯学習課

ホームページとかそういったものは、全て公開していますし、市からも毎年、必ず類似施設とかいろいろな調査の報告は上げていますので、そういった感じの中で今回選んでいただいたと思います。

### ●委員

そうか。じゃあ、いい公民館なのだね。素晴らしいね。

### ●会長

そうすると、これ、また表彰されると見学ふえますよ。おたく、どうやってやっている んだとか。モデルケースでね。ほかの指定管理者に対しても、いいインパクトがあるよね。

#### ●生涯学習課

あと、冨士センターではないのですけれども、来年の2月に、社会教育主事を育てるための国の社会教育実践センターというところがあるのですけれども、そちらのほうが、来年白井市のほうに見学に来たいということで、今打診がある状況もあります。

### ●事務局

それでは先ほどの内容ですが、「実績及び事業計画書における自主事業が充実していることから、今後もさらなる自主事業の充実が期待できること」にするか、そのまま、丸で終わりにするかなのですけれども、いかがですか。

# ●会長

「できる」でいいんじゃないのかな。

充実を期待できる、それでいいんじゃない。

# ●事務局

前は、「こと」にしています。今回は、全部、ことを取りますか。できる、で。三つとも、ことを取って、2、3も、感じられる、期待できる、で終わりにして、ことを取るという形で。

# ●会長

今年は、「こと」をとることにして統一しよう。

じゃあ、そういうことでよろしいですか。

以上でもって、議題1、2、3 が終わりました。これで本年の4回目の選定審査会を終了します。

ありがとうございました。